

## 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令要旨

### 一 租税特別措置法施行規則の一部改正（第1条関係）

- 1 事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度について、適用対象となる特定ソフトウェア等の範囲及び本制度の適用を受ける場合に確定申告書等に添付すべき書類を定めることとする。（租税特別措置法施行規則第5条の12の3、第20条の10の3、第22条の33の2関係）
- 2 中小企業事業再編投資損失準備金制度について、本制度の適用を受ける場合にその適用を受ける事業年度の確定申告書等に添付すべき書類を定めることとする。（租税特別措置法施行規則第21条の2、第22条の46関係）
- 3 認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例について、特例事業年度及び認定事業適応計画に従って行った投資の額の細目を定めることとする。（租税特別措置法施行規則第22条の12の2、第22条の76の4関係）
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととする。

### 二 法人税法施行規則の一部改正（第2条関係）

租税特別措置法の一部改正に伴い、法人税申告書等について所要の改正を行うこととする。（法人税法施行規則別表関係）

### 三 法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年財務省令第56号）の一部改正（第3条関係）

- 1 租税特別措置法の一部改正に伴い、法人税申告書について所要の改正を行うこととする。（法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年財務省令第56号）による改正後の法人税法施行規則別表関係）
- 2 認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例について、認定事業適応計画に従って行った投資の額につき、通算制度への移行にあわせた整備を行うこととする。（法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年財務省令第56号）による改正後の租税特別措置法施行規則第22条の12の2関係）
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととする。

四 この省令は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和 3 年法律第 70号）の施行の日から施行することとする。（附則第 1 項関係）